

ラオスの法曹養成制度改革

JICA長期派遣専門家

須田 大

1 はじめに

ラオスでは、2012年12月頃から、裁判官・検察官・弁護士という法曹の養成制度改革が検討されるようになり、2015年1月から、法曹三者を統一的に教育する法曹育成制度がスタートした。このような法曹養成制度改革の動きに鑑み、現在実施中の法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）では、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学に各所属するメンバーによって構成されたワーキンググループが、大学における法学教育、国立司法研修所における研修、最高人民裁判所・最高人民検察院の各研修所における研修を有機的に連携させ、段階的なプロセスとしての法曹養成システムを確立するため、カリキュラムの改善、教材の開発、教授法の研究といった活動を行っている。本稿では、筆者がプロジェクトの活動を通じて得た情報を基に、法曹養成制度改革の着手状況（国立司法研修所の設立等）、2015年1月以降の法曹養成プロセス、国立司法研修所の研修内容等、ラオスの法曹養成制度の改革状況について報告したい。

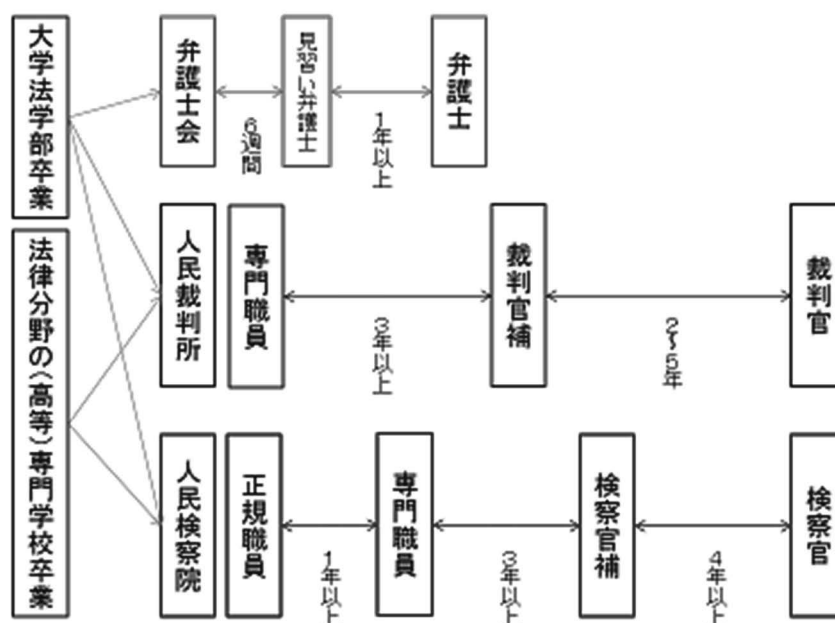
2 法曹養成制度改革の着手状況（国立司法研修所の設立等）

(1) 2015年1月以前の法曹養成プロセス

2015年1月以前におけるラオスの法曹養成制度では、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス弁護士会において各別に研修が実施され、裁判官、検察官、弁護士が、それぞれ法定された資格要件の下、各別の研修を受講して資格を得るというプロセスになっていた（以下「旧制度」という。）。すなわち、まず、裁判官の場合、裁判官になろうとする者は、法律分野に関する高等専門学校卒以上の学歴を経て、人民裁判所に専門職員として採用され、その後、所定の研修を修めて「裁判官補→裁判官」と順次昇格して裁判官に任命されるというプロセスを辿っていた。次に、検察官の場合、検察官になろうとする者は、法律分野に関する専門学校卒以上の学歴を経て、人民検察院に専門職員候補者として採用され、その後、所定の研修を修めて「正規職員→専門職員→検察官補→検察官」と順次昇格して検察官に任命されるというプロセスを辿っていた。そして、弁護士の場合、法学士以上の学歴を有する者が、ラオス弁護士会の行う所定の研修を修めて見習い弁護士の身分を取得し、その後、弁護士の職業実習を経て弁護士試験を合格した者が司法大臣の許可を受けて弁護士の資格を得るというプロセスになっていた。すなわち、ラオスにおいては、日本と異なり、法曹が各別のプロセスを経て育成されるシステムになっていたのである¹。（図表1参

¹ このように、法曹を統一的に育成するシステムを採用していなかった国はラオスだけではない。例えば、ラオスの旧宗主国であるフランスも、司法官（裁判官、検察官）と弁護士とを別途に養成するシステムを採用している。一方、日本では、第二次世界大戦後の1947年以降、いわゆる司法試験制度が導入

照)



図表 1 国立司法研修所設立前の法曹養成プロセス（筆者作成）

(2) 旧制度に対するラオス政府の問題意識

このような法曹を各別に育成する旧制度に対して、ラオス政府の法司法関係者は、以下のような問題意識を抱いていた。すなわち、「現在、ラオスにおける法曹三者、すなわち裁判官、検察官及び弁護士の養成は、それぞれ行われている。つまり裁判官は最高人民裁判所、検察官は最高人民検察院、そして弁護士は弁護士会において、それぞれ養成されている。このように各別で行うことにより、それぞれの法律の知識や理解、専門技術等について相違が生じ、それぞれが得られた知識を応用するとき、つまり、政府の方針、法律及び政府の各法令を実務で適用するとき、特に訴訟の場面では統一的に行われていない。そのため、違反行為の解釈や法律条文の解釈に矛盾が生じ、犯人に対する罪責を下すときも不当となり、司法への信頼を確保することができない場合があるため、社会から批判されている。このような状況になっているのは、様々な原因があるが、その主な原因は、法曹三者がそれぞれ別々に養成されていることにある」との問題意識である。²

(3) 日本による知見提供と国立司法研修所の設立経過

され、現在の本格的な法曹三者の統一的養成の形が出来上がった。2006年に法科大学院制度が導入されてからは、法科大学院を修了した者が司法試験を受験し、その合格者が最高裁判所管轄の司法研修所に入所して約1年間の司法修習を受け、司法研修所の最終試験に合格した者が法曹となる資格を得るというプロセスを辿ることが基本になっている。

² 当該発言は、2014年8月、JICA・法務省共催により実施した「日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究」において、ジョムカム・ブッパリワン司法省法司法研修所長（当時）がラオスの現状説明として日本側関係者に述べた内容の一部であるが、ラオス側の問題意識を端的に表しているものとして引用した。

前記のような問題意識がラオスの法司法関係者で共有される中、ラオス側からは、日本の法曹養成制度に関する知見提供の希望が寄せられるようになり、同希望を踏まえて、2012年2月、JICAの招へい事業が実施された。同招へい事業では、日本において行われている法曹育成制度に関する情報提供を主な目的として、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学の高官らを日本に招き、日本・ラオス両国の司法制度・法曹制度の比較をテーマにした講義・意見交換、最高裁判所司法研修所訪問、最高裁判所訪問、法務省法務総合研究所訪問、日本弁護士連合会訪問、及び立教大学法科大学院訪問などのプログラムが実施された。³

同招へいプログラムに参加したラオス司法省副大臣を始めとする司法関係機関の高官は、司法研修所の訪問・見学、日本の法曹関係者との意見交換等を通じて、法曹三者を統一的に教育する法曹育成制度に対する関心を更に高め、これを契機として、ラオスに日本型の法曹育成研修機関を設立しようとの気運が飛躍的に高まり、法曹三者の統一的養成(以下「法曹一元養成」という。)が推し進められることになった。

2012年12月、司法省、最高人民裁判所及び最高人民検察院は合意書を交わし、司法省を中心に法曹一元養成事業を進めることを決定し、2013年3月には、司法省令により、法曹一元養成を行う研修所の設立について指導する幹部委員会と専門的に検討する専門委員会が設置された。そして、2014年3月には、副首相が長を務める統治・法務に関する国家会議が開催され、ラオスの現状に適合した形での法曹一元養成を行う研修所を早急に設立するよう指示が出された。

上記のようにラオス側において法曹一元養成を行う研修所を設立する動きが活発になる中、ラオス側の法司法関係者からは、日本型の法曹養成プロセスに関する、より具体的な情報の提供が求められるようになった。そこで、このようなニーズに応えるべく、2014年8月には、JICA・法務省共催により「日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究」が、日本弁護士連合会の主催する招へい事業と一部プログラムを共同実施する形で行われた。同共同研究には、法曹一元養成を行う研修所の幹部候補者と講師候補者が参加し、司法研修所訪問、東京地方裁判所訪問(司法修習担当裁判官との意見交換)、法科大学院派遣教授(最高検察庁検事)の講義・意見交換、司法研修所弁護教官担当弁護士の講義・意見交換、東京地方検察庁総務部司法修習指導担当副部長や日弁連司法修習委員会副委員長との意見交換などのプログラムを通じて、日本の法曹養成制度に関する詳細な情報の提供が行われた。⁴

³ 本招へい事業には、ケート・キエティサック司法省副大臣(当時)、ジョムカム・ブッパリワン司法省法司法研修所長(当時)、カムパー・センダラー最高人民裁判所副長官、ブンクワン・タヴィサック最高人民裁判所司法研修所長(当時)、ランシー・シーブンファン最高人民検察院副長官(当時)、スパシット・ローワンサイ最高人民検察院検察官研修所副所長(当時)、サイコーン・サイナシンラオス国立大学副学長(当時)、及びヴィエンヴィライ・ティエンチャンサイ同大学法政治学部長の合計8名が参加した。

⁴ 本件の訪日プログラムには、ジョムカム司法省法司法研修所長(当時)、ブンクワン最高人民裁判所司法研修所長(当時)、ポーンペット・ウンケーオ最高人民検察院検察官研修所長、ソンマイ・シーウドムパン司法省ロー・カレッジ学長(当時)、司法省センパチャン・ウォンポートーン氏、ミサイ・テープマニー弁護士会長(当時)、ヴィエンサワン・パンタリー弁護士会副会長(当時)、ラソーンサイ・チャンタヴォン弁護士、マニチャン・ピラパン弁護士が参加した。うち弁護士4名は、日弁連の招へい案件に

ラオス側は、隣国のタイ、ベトナム、そしてフランスにおける法曹養成制度に関する研究も行いつつ、前記一連の日本側からの情報提供を踏まえて更に準備を進め、フランスのような司法官と弁護士とを各別に養成するシステムではなく、日本型に近い法曹一元養成のシステムを採用することに決め、2015年1月5日、従前のロー・カレッジ⁵と司法省職員の研修機関である法司法研修所が統合された組織として司法研修所（Judicial Institute）を設立し、第1期生の受入れを開始し、同研修所の中で法曹一元養成を行うようになった。そして、その後、司法研修所は、2015年4月21日付の首相令第101号に基づき、国立司法研修所（National Institute of Justice、通称「NIJ」）に名称が改められた。

3 2015年1月以降の法曹養成プロセス

(1) 法曹養成プロセスの変更

2015年1月に法曹一元養成のシステムが導入されてからは、従前と異なり、法曹（裁判官、検察官及び弁護士）を目指すロー・カレッジや大学法学部の卒業者は、まず国立司法研修所の入学試験に合格して入所し、同研修所において約1年間の研修教育を受け卒業試験に合格することが必要となった。そして、国立司法研修所を卒業後、裁判官を目指す者は人民裁判所に、検察官を目指す者は人民検察院にそれぞれ採用された後、一定期間の職務経験と必要な研修を経て裁判官、検察官となり、弁護士を目指す者は弁護士会における研修を受け弁護士の資格を得るというプロセスで法曹となるシステムになったのである。それぞれのプロセスにつき、更に詳しく述べると以下のとおりになる。（図表2及び参考条文を参照）

(2) 裁判官の場合

裁判官になろうとする者は、法律分野の High Diploma⁶以上の資格を得て、国立司法研修所の入所試験に合格して入所し、約1年間の研修（以下「司法修習」という。）を受けて卒業試験に合格した後、人民裁判所に専門職員として採用される。その後、専門職員として3年間以上の勤務経験を経た者は、裁判官補になるための研修（以下「裁判官補研修」という。）を受ける資格を獲得し、裁判官補研修を修了すると裁判官補に昇格する。裁判官補は、その後の勤務成績により、早い者は2年間、遅い者は5年間、裁判官補としての職務経験を経て、裁判官になるための研修（以下「裁判官研修」という。）を受ける資格を獲得し、そして、裁判官研修を修了した者が国会常務委員会により裁判官に任命される。人民裁判所に採用されてからの研修は、最高裁判所司法研修所において実施される。

より来日。

⁵ 司法省傘下にある、法律分野の高等専門学校のことであり、「法科大学」あるいは「ロー・カレッジ」と呼ばれることが多く、本稿では後者の呼称を使用している。

⁶ 現在のラオスの法学教育では、法学に関する高等専門学校レベルの教育を実施しているのは、司法省傘下のロー・カレッジにおいてのみである。ロー・カレッジは、2015年1月に Judicial Institute の名称で後の国立司法研修所が設立された際に、同研修所の一部門として吸収されている。なお、ロー・カレッジの高等専門学校レベルの教育修了により得られるのは Bachelor ではなく High Diploma にとどまる。

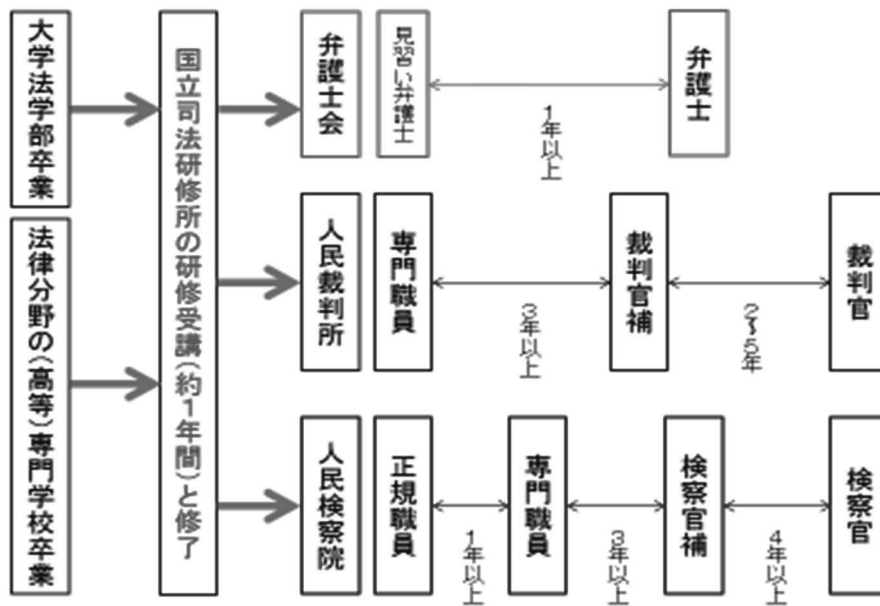
(3) 検察官の場合

検察官になろうとする者は、法律分野の High Diploma 以上の資格を得て、国立司法研修所の入所試験に合格して入所し、約1年間の司法修習を受けて卒業試験に合格した後、人民検察院に専門職員候補者として採用される。その後、専門職員候補者は、一般採用職員と共に新規採用者対象の研修を経て正規職員となり、正規職員として1年間以上の勤務経験を経て専門職員になるための研修を受ける資格を獲得し、同研修を修了すると専門職員に昇格する。専門職員として3年間以上の勤務経験を経た者は、今度は、検察官補になるための研修（以下「検察官補研修」という。）を受ける資格を獲得し、検察官補研修を修了すると検察官補に昇格する。検察官補として4年間以上の勤務経験を経た者は、検察官になるための研修（以下「検察官研修」という。）を受ける資格を獲得し、検察官研修を修了した者が最高人民検察院長官により検察官に任命される。人民検察院に採用されてからの研修は、最高人民検察院検察官研修所において実施される。

(4) 弁護士の場合

弁護士になろうとする者は、法学士以上の学歴を経て、国立司法研修所の入所試験に合格して入所し、約1年間の司法修習を受けて卒業試験に合格した後、見習い弁護士の身分を取得して弁護士職業実習を受ける資格を獲得する。弁護士職業実習を修了した者が、その後、弁護士会において実施される弁護士試験に合格し、司法大臣からの任命により弁護士資格を得る。旧制度では、見習い弁護士の身分を取得する前提として、弁護士会が実施する研修を受ける必要があり、その上で見習い弁護士となってからの弁護士職業実習を受ける必要があるとされていたが、2015年1月に法曹一元養成のシステムが導入されてからは、見習い弁護士になるための研修は、司法修習の中で行われる弁護士事務所での実務修習によって履修したものと見做す取扱いになっているようである⁷。

⁷ 国立司法研修所設立後の取扱いは、2016年7月1日、筆者が行ったラオス弁護士会執行委員ニーワン・ソムセンディ弁護士からの聞き取りに基づく。



図表2 国立司法研修所設立後の法曹養成プロセス（筆者作成）

4 国立司法研修所の研修内容等

(1) 入所要件

現在、国立司法研修所では第3期生が修習中であるが、同研修所の入所に必要な要件は、第1期生及び第2期生と、第3期生とで若干の変更がある。

ア 第1期生及び第2期生の際の入所要件

- ・ 堅固な革命的な精神の持ち主であること
- ・ 法律分野の High Diploma 以上の資格を有すること
- ・ 健康であること
- ・ 政府の公務員でないこと
- ・ 33歳を超えない者であること、ただし弁護士になろうとする者を除く
- ・ 過去に故意による刑事犯罪で有罪判決を受けていないこと
- ・ ラオス国籍を有する者であること、ただし弁護士になろうとする者を除く
- ・ 規定に従った手数料を支払うこと

イ 第3期生の際の入所要件

- ・ 堅固な革命的な精神の持ち主であること
- ・ 法律分野の High Diploma 以上の資格を有すること
- ・ 健康であり、強い感染病に罹患していないこと
- ・ 過去に故意による刑事犯罪で有罪判決を受けていないこと
- ・ 外国人の場合、弁護士になりたい強い目的を持っておりラオス語に通じていること
- ・ 政府の公務員でないこと

(2) 入所試験の内容等

国立司法研修所への入所者は、試験により選抜される。試験は、筆記試験と面接からなり、試験科目は、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の5科目である。

入所状況は、1期生が応募者数192名、合格者数150名（定員150名）、入所者数146名、2期生が応募者数299名、合格者数200名（定員200名）、入所者数186名、3期生が応募者数500名、合格者数200名（定員150名）、入所者数175名となっている。

諸費用に関しては、入所試験の申請費用（申請書の購入費用）として3万5,000キープが必要であるほか、1期生の場合には年間授業料の徴収はなかったが、第2期生以降、年間授業料の納付が必要となり、第2期生は50万キープ、第3期生は189万キープとなっている⁸。なお、2期生までは、フランスの支援により修習生一人当たり月額9万キープの食費補助が支給されていたが、第3期生からは、食費補助の制度が廃止された⁹。

(3) 講師担当者

日本の司法研修所では、裁判官、検察官、弁護士から構成される専属の教官が常勤で司法修習生の指導を行っているが、国立司法研修所では、国立司法研修所の幹部が講師を担当している極一部の一般教養的な科目を除き、法律分野の科目に関しては裁判官、検察官、弁護士といった実務家が非常勤として講師を担当している。

(4) 研修カリキュラム

ア 研修カリキュラムの変化

国立司法研修所のカリキュラムは、約1年間のフルタイムコースで設定されており、この点については、第1期生から第3期生まで変更はない。一方、カリキュラムの内容は、第1期生及び第2期生と、第3期生とで変化がみられる。すなわち、第1期生及び第2期生では、約1年間の修習が、国立司法研修所内で実施する基本理論科目（288時間）と専門技術科目（720時間）の合計約6か月間（1008時間）の講義等、約4か月間（672時間）の実務修習¹⁰、2か月間（336時間）の試験、論文作成、復習、休暇、スタディツアー等で構成されていた。これが第3期生では、基本科目（64時間）と専門技術科目（840時間）の合計約5か月間（904時間）の講義等、約6か月間の実務修習、1か月間の復習、論文作成、その他の活動等という内訳に変更された。また、国立司法研修所内で実施する講義等の科目構成も変更された。

大きな変更点は、まず全体的な配分として国立司法研修所内で実施する講義を減らして

⁸ 第3期生からは、教育スポーツ省の指示により、1単位3万キープを基準に単位数にて学費を算出することとなり、年間の学費が合計189万キープとなった。

⁹ ここで言及した情報は、筆者が2016年6月～7月の間及び2017年5月及び7月、国立司法研修所のシヴィサイ・パサーンボーン副所長、ペッサマイ・サイモンクン副所長、パッターナー・ボーンペン職員から聞き取った結果に基づく。

¹⁰ 実務修習では、研修生を人民裁判所、人民検察院、ラオス弁護士会のそれぞれの組織に配属し、ローテーション方式で全研修生に全機関での実務研修を受けさせている。

実務修習の期間を増やし、国立司法研修所内の講義も基本科目よりも専門技術的な科目に多くの時間を割り当てるようにしたこと、専門技術科目を職業分野ごとに再整理したことにあると言える。(図表3参照)

イ 研修カリキュラム変更に対する JICA プロジェクト活動の寄与

法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）では、国立司法研修所、最高人民裁判所司法研修所、最高人民検察院検察官研修所及びラオス国立大学法政治学部にも各所属するメンバーが主となり構成されたワーキンググループ（通称「教育研修改善サブワーキンググループ」）が、大学における法学教育、国立司法研修所における研修、最高裁・最高検の各研修所における研修を有機的に連携させ、段階的なプロセスとしての法曹養成システムを確立するため、カリキュラムの改善、教材の開発、教授法の研究といった活動を行っており、教育研修改善サブワーキンググループの活動が、前記のカリキュラム変更にも寄与している¹¹。

国立司法研修所の設立当時は、大学での法学教育、国立司法研修所を中核とする司法修習教育、司法修習修了後の最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス弁護士会において行う研修が、それぞれどのような教育目標で実施されるべきかについて整理されておらず、役割分担が不明確であったため、各教育・研修段階で各実施するカリキュラムに無用の重複が数多く存在する状況にあった。例えば大学の法学教育段階でも、司法修習教育段階でも、実務機関等の研修段階でも、民事訴訟法、刑事訴訟法を学ぶ講座が設定され、極めて酷似した内容の講義が座学形式で行われる状況が起きていたのである。またラオスでは、法司法分野の人材不足が顕著であるため、講師のリソースも限られており、一人の講師が、複数の段階で講師を担当せざるを得ない例が多く、このことも教育段階が異なるのに同じようなレジュメを使い同じような内容の講義が行われる背景事情になっていた。教育研修改善サブワーキンググループは、2015年7月頃から、各教育研修段階のカリキュラム検討や教育内容の調査等を行い、各教育研修段階での教育目標が定まっておらず役割分担が曖昧であるため無駄なカリキュラムの重複が多く存在することを明確にするるとともに、日本の法曹育成制度の理念や実施状況等を参考にしながら、以下のような役割分担の整理を行った。すなわち、

- ① 大学教育では、主に「(主要な) 法律に関して、基本的な条文の趣旨、条文の解釈、考え方を理解させる」ことに注力する
- ② 司法修習教育段階では、主に「確定された事実に法を的確に当てはめて結論を導くことができる能力」と「確定された証拠に基づき必要な事実を抽出し、法を当てはめて結論を導くことができる能力」を獲得させることに注力する
- ③ 実務機関での研修段階では、主に、②の能力に更に磨きをかけるとともに、各法

¹¹ 教育研修改善サブワーキンググループは、国立司法研修所長、同副所長、最高裁判所司法研修所長、同副所長、最高人民検察院検察官研修所長、ラオス国立大学法政治学部長といった法学教育・法曹等養成機関の最高幹部が構成メンバーとなっており、同グループにおける検討結果を各機関において実施することが比較的容易となっている。

曹分野の実務家として必要な実戦的能力を獲得させることに注力するという役割分担とし、これをベースに各教育研修段階での教育内容を設定すべきであるという結論を出すに至った。

前記(1)のカリキュラム変更は、上記のような役割分担の整理に基づき、国立司法研修所での教育内容をより実務家の育成向けの内容に近付けようという意図の下、同研修所が実践したカリキュラム改善の成果であると言える。¹²

第1期・第2期（合計32科目）

基本理論（9科目、288時間）
政治制度及び司法関係職員のモラルの理解
検察官の職務
裁判官の職務
弁護士の職務
検察官、裁判官及び弁護士の各業務におけるコーディネーションメカニズム
司法分野における国際協力
無料法律支援
法務事業

専門科目（23科目、720時間）
民事訴訟法*
弁護士の民事関係書類作成技術
調停技術
民事事件における意見陳述書及び命令状の作成技術（裁判官、検察官、弁護士）
民事事件における事情聴取
民事事件の弁護技術
民事事件ファイルの検討
民事事件の公判技術
民事事件判決作成技術
弁護士による民事事件における法律相談
検察による民事事件における法適用への監査監督及び民事事件判決の執行
刑事訴訟法*
少年事件手続
刑事事件ファイルの検討（裁判官、検察官）
刑事事件における捜査及び取調べ技術
犯罪構成要件の分類及び刑罰
刑事事件における弁護技術
刑事事件における意見陳述書及びその他の命令状の作成技術（検察官、弁護士）
起訴
刑事裁判の公判技術
刑事事件における法律相談
刑事事件判決作成技術
検察による刑事事件における法適用への監査監督及び刑事事件判決の執行

第3期（合計27科目）

基本科目（4科目、64時間）
政治及び革命精神の理解
法曹倫理
裁判官、検察官及び弁護士の連携協力
司法分野における国際協力

裁判官科目（7科目、280時間）
裁判官の職務
裁判官による事件手続
裁判官の事件ファイルの検討技術
証拠収集技術、証拠評価技術
裁判官の調停技術
裁判官の公判技術
裁判所の書類及び裁判所の決定書等の作成技術

検察官科目（8科目、280時間）
検察官の職務と一般監査
少年事件手続
検察官の刑事事件手続の技術
検察官の取調べ・事情聴取技術
犯罪の構成要件分析、犯罪の特定、起訴
検察官の刑事事件の検討技術
刑事事件に関する命令及び意見陳述書の起案技術
民事事件に関する記録検討技術及び意見陳述書の起案技術

弁護士科目（8科目、280時間）
弁護士の職務
弁護士の弁護技術
弁護士の事件ファイルの検討技術
弁護士の相談技術
弁護士の書類作成技術
弁護士の事件手続参加技術
法務事業
法律無償支援（リーガル・エイド）

図表3 国立司法研修所のカリキュラム変化（筆者作成）

5 おわりに

ラオスにおいて、質の高い法曹を養成することができる段階的教育システムが構築され、それぞれの段階で身に付けるべき能力獲得に向けた効果的な教育が実践されるようになれば、質の高い法曹の拡大再生産が可能になる。質の高い法曹に支えられた司法制度こそが、社会から信頼され、市民の円滑な経済活動の基盤たりうるものであり、法曹養成制度

¹² ジョムカム・ブッパリワン（元）国立司法研修所長によれば、国立司法研修所の第3期生からのカリキュラム変更は、JICAプロジェクトの教育研修改善サブワーキンググループにおける検討の結果を反映したことによるものとのことである（2017年7月27日、同人から筆者が聞き取った結果に基づく）。

の改革が成功し、質の高い法曹が安定的に拡大再生産されるようになることは、持続的な経済発展にとっても不可欠の要素であるといえる。現時点では、①法曹（候補者）人口増加政策の見直し、②各教育段階の役割分担の徹底、③教育内容や手法の向上など改善すべき点が多く残っている状況ではあるが、関係機関の壁を超えた協力により、引き続き、この法曹養成制度改革を推し進めてもらうことを願っている。

参考条文

【憲法（2015年改正）】

第93条

最高人民裁判所副長官は、国家主席により任命、異動又は解任される。

最高裁判所裁判官、人民裁判所の所長、副所長、裁判官は、国会常務委員会により、任命、異動、解任される。

第102条

最高人民検察院副長官は、国家主席により任命、異動、解任される。

人民検察院の所長及び副所長、検察職員は、最高人民検察院長官により、任命、異動、解任される。

【人民裁判所法（2009年改正）】

第45条 裁判官

裁判官とは、その基準を満たし、国民議会の常務委員会に任命され、訴訟事件を審判する権利が与えられた者である。

法律に則り任命された裁判官のみが、審判を下す裁判団の構成員となる。

第46条 裁判官の基準

人民裁判所の裁判官は以下のような総合的基準を満たさなければならない。

- 1 25歳以上で、出生時からラオス国籍を有する者であること
- 2 強い政治的資質を持つ
- 3 礼儀をわきまえ、革命的正義を身につけ、道徳的で、自己の職務活動に誠実な人であること
- 4 法律分野を専攻にした高等専門学校卒以上の学歴を有する者であり、裁判官職務の研修コースを受けた者であること
- 5 健康であること

各級の人民裁判所における裁判官の基準は、別途、規定に定める。

【人民検察院法（2009年改正）】

第25条 人民検察院長官及び人民検察官の基準

人民検察院長官及び人民検察官は、以下の基準を満たさなければならない。

- 1 25歳以上で、生まれたときから、ラオス国籍を有する者
- 2 強い政治的な要素、革命的資質を持ち、道徳的に優れ、自己の職務遂行に対して誠実な人であること
- 3 人民検察院長官に関しては、法律分野において高等専門学校卒以上の学歴を有し、人民検察官に関しては、法律分野において専門学校卒以上の学歴を有する者であり、検察職務の研修コースを受けた者であること
- 4 故意の犯罪で刑事上の罰を受けたことがないこと
- 5 健康であること

人民検察院長官及び人民検察官は各自、基準、級及び段があり、それについては別途、法規により定める。

第26条 選任、任命、転任及び解任

最高人民検察院長官は、国家主席の推薦により国民議会によって選任又は解任される。任期は国民議会と同じ任期を有する。

最高人民検察院副長官は、最高人民検察院長官の推薦により国家主席によって任命、転任又は解任される。

高等人民検察院、県・都人民検察院、地区人民検察院の長官、副長官、人民検察官、人民検察事務官及び事務職員は、最高人民検察院長官によって任命、転任及び解任される。この人民検察院法第29条4号に定めている職員の任命、転任及び解任については、人民検察委員会の同意を得なければならない。

【弁護士法（2016年改正）】

第9条 弁護士の要件

弁護士になろうとする者は、以下の要件をすべて満たすことが必要である。

- 1 ラオス国籍を持ち、また年齢が25歳以上であること
- 2 良き態度、倫理心を持ち、国家と人民に対し公正、誠実であること
- 3 法学学士以上の学歴を持つこと
- 4 弁護士としての職業研修を受講していること
- 5 弁護士職業実習を経ていること
- 6 弁護士試験に合格していること
- 7 外国語ができること
- 8 公職を懲戒免職になっていないこと。または故意の犯罪により自由剥奪刑の判決を受けていないこと
- 9 現職の公務員、軍人または警察官でないこと

10 健康であること

第16条 弁護士任命

弁護士になろうとする者は、弁護士会の提案から30日以内に司法省大臣より任命を受けなければならない。

弁護士として任命を受けた後、弁護士会の規則に従い、弁護士会に登録し、弁護士登録カードを受け取り、同時に会員として会費を支払う。